共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）神戸市発注に係る「ベトナム現地商談会マッチング運営業務」に係る事業提案及び委託業務（以下「当該事業提案及び委託業務」）

（名称）

第２条　当共同企業体は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

第３条　当企業体は、事務所を　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、平成　　年　　月　　日に設立し、当該事業提案及び委託業務の委託契約の履行後、３ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

　　２　「ベトナム現地商談会マッチング運営業務」を受託できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　（１）所　 在　 地

　　　　　　　商号又は名称

（２）所　 在　 地

　　　　　　　商号又は名称

（３）所　 在　 地

　　　　　　　商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿と代表とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、当該事業提案及び委託業務の履行に関し当企業体を代表して、「契約締結に関する件」、「その他契約履行に関する一切の件」を行う権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該事業提案及び委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。出資の割合

（１）　　　　　　　　　　　％

（２）　　　　　　　　　　　％

（３）　　　　　　　　　　　％

　　２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

　第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当該事業提案及び委託業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、当該事業提案及び委託業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　銀行　　　　　　支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、業務履行完了後当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の権限）

　第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（履行途中における構成員の脱退に対する処遇）

　第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務履行を完了する日までは脱退することができない。

　　　 ２　構成員のうち履行途中において、前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務履行を完了する。

３ 第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

　第17条　構成員のうちいずれかが履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（解散後の共同連帯責任）

　第18条　当企業体が解散した後においても、第１条に定める事業に関して、神戸市に対する支払義務が発生するとき又は、当該事業提案及び委託業務に瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

　第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿他＿＿＿＿社は以上のとおり、当該事業提案及び委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書＿＿＿＿通を作成し、各通に構成員が記名押印し、１通は発注者に依頼し、他に各地所所持するものとする。

平成　　年　　月　　日

所　 在　 地

商号又は名称

職　 氏 　名 　　【実印】

所　 在　 地

商号又は名称

職　 氏 　名　　　　　　　　　　　　　　【実印】

所　 在　 地

商号又は名称

職　 氏 　名　　　　　　　　　　　　　　【実印】